

番号	(1) ①、②
項目	①防衛省の依頼は「行政指導」に該当しますか。 ②教育委員会は、国の行政機関からの依頼を受けた場合でも、教育の自主性を守る義務があると認識していますか。
(回答) 本市教育委員会といたしましては、2026 年度版「まるわかり！日本の防衛」につきましては、現時点で配付依頼はないため、お答えすることはできません。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	(2) ①、②	
項目	①防衛省が作成した冊子を学校教育に持ち込むことは、特定の国家機関による価値観の押し付けに当たりませんか。 ②憲法の平和主義に基づく教育を行うべき学校に、軍事的「抑止論」を前提とした冊子を配布することは、学校のあり方と整合しないのではありませんか。	
(回答) 本市教育委員会といたしましては、2026 年度版「まるわかり！日本の防衛」につきましては、現時点で配付依頼はないため、お答えすることはできません。		
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	(2) ③
項目	冊子が特定国を「価値観を共有しない国」として敵視する記述を含むことは、外国につながる子どもたちの人権にどのような影響を与えると考えますか。大阪市が掲げる「人権尊重教育」と矛盾しませんか。
(回答) 大阪市教育委員会では、平成 13 年に、「在日外国人教育基本方針―多文化共生の教育をめざして―」を策定、平成 15 年には「多文化共生の教育をめざして―事例集―」を作成し、すべての子どもが「ちがいを「ちがいで」として認め、人権を尊重し合いながら共に生きようとする態度を育んできました。 また、平成 17 年に策定（平成 30 年改定）した大阪市教育委員会「人権教育・啓発推進計画」実施計画において、多文化共生教育（国際理解教育）は、人権尊重の精神に基づき、民族的・文化的背景の異なるすべての人々に対する民族的偏見や差別をなくすとともに、それぞれの国や民族の文化・歴史などを正しく認識するなど、多様な文化を理解する態度を養うとともに、異なる文化をもった人々と共に生きていく資質、相互に協働して新しい価値を生み出していこうとする態度を育むことをめざす教育と示しています。 今後も、多文化共生の社会をめざす教育として、日本人と外国人の間だけに限らず、民族的・文化的背景の異なる全ての人々が相互にちがいを認め合い、尊重し合い、共に生きていく取組を進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話 06-6208-8129

番号	(3) ①		
項目	冊子は、まるで「自衛隊員募集のパンフレット」のようです。冊子の配布と「自衛官募集活動」の関係について検証すべきではありませんか。		
(回答) 本市教育委員会といたしましては、防衛省が作成した「まるわかり！日本の防衛」の内容に対してお答えする立場にございません。			
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当		電話：06-6208-9186

番号	(4) ①、②
項目	① 防衛省からの依頼を受けた場合、市教委はどのような審査基準で判断するのですか。 ・教材としての妥当性を検討する際、第三者（専門家・人権団体・学校現場）の意見聴取を行いますか。 ・冊子の内容が、子どもの戦争観・国際理解・他国への感情形成に与える影響をどのように評価しうると考えていますか。 ②もし、大阪市として配布を決定する場合には、防衛省の冊子を受け取るかどうかは、学校の裁量ですか、市教委の統一判断ですか。
(回答) 本市教育委員会といたしましては、これまでも、各省庁等が作成した様々な児童生徒向けのリーフレットやパンフレットなどの資料等を各校に配付・送付する依頼があった場合、その依頼内容や資料の内容等を、学習指導要領や大阪市教育局教育振興基本計画等に照らして、対応してきたところであります。 今後につきましても、文部科学省および関係省庁からの依頼内容を精査したうえで、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	【要請】（１）、（２）、（３）、（５）		
項目	（１）防衛省の冊子は教育目的に適合しないため、大阪市として受け取らない判断を行うこと。 （２）教育内容は教育委員会が決定すべきであり、国の行政機関が学校に直接働きかけることは不適切であると国・防衛省に伝えること。 （３）防衛省は「希望する学校は直接連絡を」と述べているが、学校が個別に防衛省へ連絡しないよう、市教委として統一方針を示すこと。 （５）市民への説明責任を果たすため、判断理由を公開すること。		
（回答） 本市教育委員会といたしましては、防衛省が作成した「まるわかり！日本の防衛」の内容に対してお答えする立場にございません。 また、現時点で配付依頼はないため、対応についてお答えすることはできません。			
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当		電話：06-6208-9186

番号	【要請】（４）
項目	外国につながる子どもへの影響を踏まえた人権配慮のガイドラインを策定すること。
（回答） 大阪市教育委員会では、平成 13 年に、「在日外国人教育基本方針－多文化共生の教育をめざして－」を策定、平成 15 年には「多文化共生の教育をめざして－事例集－」を作成し、すべての子どもが「ちがいを「ちがいで」として認め、人権を尊重し合いながら共に生きようとする態度を育んできました。 また、平成 17 年に策定（平成 30 年改定）した大阪市教育委員会「人権教育・啓発推進計画」実施計画において、多文化共生教育（国際理解教育）は、人権尊重の精神に基づき、民族的・文化的背景の異なるすべての人々に対する民族的偏見や差別をなくすとともに、それぞれの国や民族の文化・歴史などを正しく認識するなど、多様な文化を理解する態度を養うとともに、異なる文化をもった人々と共に生きていく資質、相互に協働して新しい価値を生み出していこうとする態度を育むことをめざす教育と示しています。 今後も、多文化共生の社会をめざす教育として、日本人と外国人の間だけに限らず、民族的・文化的背景の異なる全ての人々が相互にちがいを認め合い、尊重し合い、共に生きていく取組を進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話 06-6208-8129